

青森県アスベスト問題対策本部 第1回会議の議事概要

日 時 平成17年10月6日(木) 17:00～17:20
場 所 第三応接室
出席者 本部長(副知事)、副本部長(出納長)、その他本部員

議事の概要

(1) 青森県アスベスト問題対策本部の設置について

企画政策部長:「アスベスト問題対策本部について(資料1)」でご説明します。

アスベストは今、全国的に大変大きな社会問題となっております。しかも、この問題、拡大の一途ということで、どこまで拡大するか極めて不透明な状況であります。県民にとっても、一般の住民にも影響があるのか、あるとすればどの程度の深刻な問題なのか、具体的に何をすればいいのか、いろいろ不安に思っているところが多々あるかと思えます。

この問題に対応するためには、正確で分かりやすい情報をタイムリーに出していく必要があります。そのためには、各部局のタテ割りでない、県として総合的な観点から、全体がみえる情報を提供することが重要であると考えます。何を優先し、いつまでに何を実施するのか、対策についての全容、アクションプログラムを示すこともこれから必要になると思えます。

このため、今回、副知事を本部長とする対策本部を設置して、全庁的な調整・庶務を企画政策部に置くこととしたところです。また、この時期に対策本部を設置するというのは、ご承知のように、これまで庁内連絡会議を開催して、各部局で情報収集と実態調査を実施してきたところであり、実態の全容も把握されつつあるところです。したがって、これをさらに進めて、速やかに対策の実行に移すため、対策本部として取り組みを本格化させることとしたものです。

本部の役割については、これまでのアスベスト問題に関する情報収集・実態把握に加えて、総合的な対策を推進する。また、その時々的重要事項に速やかに対応するとしております。

本部の組織は、知事を除く庁議メンバーで構成しており、本部長は副知事としております。

下部組織として、関係課長等で構成する幹事会を置き、会長を環境生活部長としております。その意味は、これまでの庁内連絡会議の機能・役割を引継ぎながら、当対策本部の幹事会として存続させるという意味であり、連絡会議の所管部である環境生活部長を幹事会の会長として、これまでの業務の流れが途切れることのないようにしたものであります。また、副会長は、全庁的な連絡・調整役を担うために企画政策部次長を充て、会長を補佐することとしております。

会議の庶務は企画政策部政策調整課に置きます。

今後の各部の役割分担については、次ページ記載のとおりですが、これは、現時点で考えられ得る範囲でとりまとめたものであります。要は、各部各課において、これまでの役割・対策は引き続き担っていただく。各部・各課で収集した情報等を本部に提供していただき、各部が共通の情報を持ち、共

通の認識の下に、県全体としての総合的な対策を、的確に速やかに打ち出すことが大事であると考えています。役割分担の詳細について何かあれば、政策調整課に話して頂きたいと思います。

(2)アスベスト問題に関するこれまでの状況について)

環境生活部長：「アスベスト問題におけるこれまでの対策について(資料2 - 1)」をご覧ください。

(中略)国への要望については、本日、県議会環境厚生委員会において、10月13日に厚生労働省及び環境省に対して要望することになりました。これは、環境省及び厚生労働省への要望活動であります。中身が多岐にわたっていること、かつ、県としてはあらゆる機会を通じて国に要望していくことを基本としていることに鑑みれば、他の省庁にも働きかける必要があると考えています。

つきましては、お願いですが、本部員から後日、他の要望提出先について助言いただければ幸いです。

(3)アスベスト問題に関する今後の対策の進め方について)

環境生活部長：各部署のアクションプログラムをとりまとめて、全庁的なアクションプログラムを策定し、これにもとづいて総合的な対策の推進と進行管理を行いたいと考えています。アクションプログラムの策定等に係る具体の作業は、当本部の幹事会に行わせることとしています。

なお、アクションプログラムに関連して3点申し上げたい。

第1は、10月末が期限である「県有施設等使用実態調査」については、できる限り速やかに把握して公表に努める必要があるということです。

第2は、併せて、国の各省庁からの依頼による調査も進める必要があるということです。

第3は、これら調査と並行して、県民の不安払拭に向けて、県としては、12月定例会をも念頭に置きながら、可能なものについては対策を速やかに打ち出せるよう、予め準備にとりかかる必要があると考えています。

したがって、本日の本部会議を受け、幹事会においては、こうした考えも頭に置きながら、議論や調整を進めていきたいと考えています。

本部長(副知事)：今環境生活部長が言ったように、これからいろいろ進んでいく段階にあって、県として対策を講じていかなければならないという場面もあり得ると思います。各部署におかれては、アクションプログラムをできるだけ早急に立て、それを環境生活部に報告をし、県全体としてまとめていくという仕組み、あるいは、予算措置等が必要であれば、12月議会も大切だということです。

商工労働部長：当部として、アスベストを除去する中小企業が経営の安定に支障を来すことのないように、金融面からの支援策を検討してきたところです。また、今回の定例会一般質問で、中村議員から、既存の施策が別に利用できよう制度についても設けられないかということがありました。そのことも受け、当部としては、中小企業のアスベストの除去等に係る費用を支援するために、経営安定関連の最優遇制度である「中小企業セーフティネット資金」において、別枠で利用可能な融資対象とすることで取扱いたいと思います。

本日、当本部でご了解をいただければ、速やかに制度改正の進め、来る10月12日の「制度金融運営協議会」の場で金融機関に実施を周知することとしたいと思っています。(以下、融資条件の説明あり)

本部長(副知事):商工労働部が既に対策を決めているということですから、これについては、このまま本部の対策として認めたいと思いますが、環境生活部長、意見ありますか。

環境生活部長:まさしく、そういう形でお願いできればと思います。対策を進める上で非常に有効なものだと思います。是非、そういう方向でお願いします。

本部長(副知事):企画政策部長。

企画政策部長:個々の対策をトータルで見せるような仕組みをこれから考えますので、今の対策も含めて対策の全容を早急にまとめたいと考えます。

(本部長指示)

本部長(副知事):特にそのほか、ご意見ありますか。他になければ、私からよろしいですか。

国のアスベスト対策については、いろいろあったわけでございますけれども、やはり、部局の枠を越えてアクションプログラムを策定し、その役割分担を明確にしながら、県民が、安全・安心できるような体制を整えていく必要があるものと思います。

環境生活部を中心として、部局の垣根を超えて連携を強め、速やかに県民の不安を払拭し、安全・安心を確保するために鋭意取り組むよう指示します。

以上であります。